教　生　学　第　４６３号
令和６年（2024年）７月２日

各　　教　　育　　局　　長
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）　様
（各市町村立小学校長及び義務教育学校長）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長　大　槻　直　広

通学路における合同点検結果を踏まえた交通安全の確保の徹底について（通知）

令和６年（2024年）１月15日付け教生学第1253号当職通知により「通学路における合同点検」に関する令和６年３月末現在の実施状況を報告いただいたところですが、この度、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から別添写しのとおり、通学路の交通安全の確保に向けた取組状況をとりまとめた旨、事務連絡があったので通知します。

本道（札幌市を除く）における令和６年３月末現在の状況は、学校・教育委員会による対策実施担当箇所1,553箇所のうち、対策済みは1,551箇所、対策が完了していない２箇所については交通安全教育など一部対策済みとなっています。

つきましては、一部対策済みとなっている２箇所については、暫定的な安全対策を講じておりますが、引き続き、最善の対応が取れるよう、警察、道路管理者との更なる連携・協力をお願いします。

なお、各市町村で策定している通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関と連携した定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実の取組を継続して推進していただいておりますが、引き続き地域住民等の協力を得るためにも、推進体制の構成や基本的方針（通学路交通安全プログラム）の内容、合同点検によって抽出した対策必要箇所（対策箇所図及び対策一覧表）等について、ホームページ等により公表するようお願いいたします。

また、学校の統合や新設、マンションの建設等により、通学路の状況が変わる場合などには、適宜点検を実施し、関係機関と連携した対策の検討・実施をお願いします。

（学校安全係）

写

事　務　連　絡
令和６年６月２８日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課　御中
構造改革特別区域法第 12 条第１項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

通学路における合同点検結果を踏まえた交通安全の確保の徹底について

標記については，これまでも格段の御尽力を頂いているところですが，令和３年６月，千葉県八街市において下校中の児童の列にトラックが衝突し，５名が死傷する痛ましい事故が発生するなど，登下校中の児童生徒等が被害に遭う交通事故が依然として発生している状況です。

千葉県八街市の事故を受け，「通学路における合同点検の実施について（依頼）」（令和３年７月９日付け３教参学第８号）に基づき，関係機関の連携による通学路の合同点検やその対策を講じていただき，令和６年１月 10 日付け「『通学路における合同点検』に関する令和５年 12 月末時点及び令和６年３月末時点の実施状況の報告について（依頼）」に基づき、対策の実施状況について報告していただいたところですが，この度，令和６年３月末現在の通学路における交通安全の確保に向けた取組状況について、別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

今回の取りまとめの結果、全体で 76,404 か所の対策必要箇所のうち 72,160 か所について対策が講じられ、教育委員会・学校の対策必要箇所については，41,738 か所のうち，41,639 か所について対策が講じられました。

教育委員会・学校においては、99 か所について暫定的な安全対策を講じておりますが、引き続き、最善の対応が取れるよう、警察、道路管理者との更なる連携・協力をお願いします。

また、地域住民等の協力を得るためにも、推進体制の構成及び基本的方針（通学路交通安全プログラム）の内容，合同点検によって抽出した対策必要箇所（対策箇所図及び対策一覧表）等について，適切に情報発信することが極めて重要であることから，これらの情報をホームページ等により公表するよう改めてお願いします。

各都道府県私立学校主管課，構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課及び附属学校を置く国公立大学法人担当課におかれては，教育委員会と連携しつつ，管下の学校及び所轄の学校に対し，推進体制に積極的に参画し通学路の安全確保の取組を進めるよう働きかけをお願いします。

各学校におかれては，児童生徒に対して，自らの交通ルール遵守はもちろんのこと，周囲の状況に注意して通行する必要があることを指導するとともに，校区の危険箇所における注意すべきポイントについて，保護者や地域ボランティア等が共通理解を図り，

効果的な見守り活動が実施されるようにする等，一層の交通安全確保の取組を推進していただくようお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては域内の指定都市を除く市町村教育委員会及び所管の学校に対し，各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し，各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人及び学校に対し，各国公立大学法人担当課におかれては所管の附属学校に対し，構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第１項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対し，それぞれこの趣旨について周知くださるようお願いします。

【問合せ先】
文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
TEL：03-5253-4111(内線：2695)
E-mail：anzen@mext.go.jp

別紙

令和６年６月２８日
文　部　科　学　省
国　土　交　通　省
警　　察　　庁

通学路における交通安全の確保に向けた取組状況について

令和3年6月に千葉県八街市で、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5名が死傷する交通事故が発生したことを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、全国の市町村立小学校の通学路について、教育委員会・学校、PTA、道路管理者、警察等による合同点検を実施し、関係機関が対策を進めているところですが、令和6年3月末時点の取組状況を以下のとおり取りまとめました。

○通学路における交通安全の確保に向けた取組状況（令和６年３月末時点）

	箇所数			割合
対策必要箇所（全体数）	7万6,404か所	対策済	7万2,160か所	94.4%
		暫定的な安全対策を含む	7万6,404か所	100.0%
教育委員会・学校による対策箇所	4万1,738か所	対策済	4万1,639か所	99.8%
		暫定的な安全対策を含む	4万1,738か所	100.0%
道路管理者による対策箇所	3万9,052か所	対策済	3万5,025か所	89.7%
		暫定的な安全対策を含む	3万9,052か所	100.0%
警察による対策箇所	1万6,997か所	対策済	1万6,977か所	99.9%
		暫定的な安全対策を含む	1万6,997か所	100.0%

※１　都道府県別の対策必要箇所数、対策済箇所は、別表のとおりである。

※２　１か所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。

※３　対策必要箇所（全体数）、対策済には、教育委員会・学校、道路管理者、警察以外の実施機関が対策を実施する箇所 1,537 か所（うち対策済 1,422 か所、暫定的な安全対策を含む対策済 1,537 か所）を含む。

※４　主な対策の例として、教育委員会・学校が実施する対策として安全教育の徹底やボランティア等による見守り活動、通学路の変更等、道路管理者が実施する対策として歩道の設置・拡充や防護柵等の整備、警察が実施する対策として信号機の設置や速度規制の実施等がある。

※５　「暫定的な安全対策」とは、当初想定された対策の完了までに一定の期間を要する箇所について、暫定的に講ずる対策のことをいう。

別表

通学路における交通安全の確保に向けた取組状況（都道府県別内訳）

（令和６年３月末時点）

都道府県名 ※１	対策必要箇所（全体数） ※2,3		※5	対策必要箇所数 実施機関別 ※4					
				教育委員会・学校		道路管理者		警　察	
		対策済	対策済（暫定的な安全対策を含む）		対策済		対策済		対策済
北　海　道	1,845	1,781	1,845	1,634	1,632	490	429	299	298
青　森　県	691	642	691	533	533	267	218	129	129
岩　手　県	908	822	908	519	519	388	312	171	170
宮　城　県	1,600	1,518	1,600	1,315	1,311	536	482	357	352
秋　田　県	347	308	347	239	239	154	115	96	96
山　形　県	704	656	704	487	487	394	346	204	204
福　島　県	1,289	1,179	1,289	703	703	780	687	380	380
茨　城　県	1,860	1,754	1,860	739	739	785	705	523	523
栃　木　県	1,321	1,214	1,321	567	565	586	489	195	195
群　馬　県	1,039	1,018	1,039	424	424	595	574	418	418
埼　玉　県	4,581	4,333	4,581	2,216	2,216	2,968	2,720	855	855
千　葉　県	4,044	3,929	4,044	2,076	2,072	2,848	2,737	644	644
東　京　都	4,497	4,490	4,497	2,017	2,017	1,971	1,964	1,092	1,092
神奈川県	5,141	5,102	5,141	2,578	2,578	1,603	1,564	1,515	1,515
新　潟　県	2,129	1,973	2,129	1,597	1,593	775	624	272	271
富　山　県	899	778	899	369	369	542	424	138	138
石　川　県	808	792	808	383	383	449	433	229	229
福　井　県	416	385	416	145	145	240	210	96	96
山　梨　県	1,254	1,202	1,254	601	601	707	655	238	238
長　野　県	2,340	2,108	2,340	1,367	1,367	1,448	1,216	266	266
岐　阜　県	1,537	1,449	1,537	665	661	1,048	966	158	157
静　岡　県	1,101	1,080	1,101	617	614	566	548	256	256
愛　知　県	4,054	4,011	4,054	1,472	1,463	1,823	1,793	1,190	1,188
三　重　県	1,537	1,524	1,537	973	973	708	695	448	448
滋　賀　県	773	689	773	435	430	445	365	56	56
京　都　府	1,287	1,214	1,287	663	661	748	676	405	405
大　阪　府	3,891	3,827	3,891	1,912	1,868	1,749	1,729	1,337	1,337
兵　庫　県	2,867	2,726	2,867	1,887	1,885	1,613	1,474	549	549
奈　良　県	1,334	1,295	1,334	678	674	849	815	308	307
和歌山県	787	727	787	578	578	396	336	145	145
鳥　取　県	456	365	456	109	109	275	184	114	113
島　根　県	1,156	1,017	1,156	420	420	735	596	167	167
岡　山　県	1,423	1,327	1,423	866	866	644	548	398	398
広　島　県	1,535	1,321	1,535	766	766	881	667	268	268
山　口　県	975	871	975	972	972	575	471	258	258
徳　島　県	701	672	701	441	441	304	275	215	215
香　川　県	1,475	1,385	1,475	1,019	1,019	642	552	355	355
愛　媛　県	911	857	911	378	378	427	378	304	304
高　知　県	554	475	554	263	257	379	307	115	115
福　岡　県	2,365	2,195	2,365	1,094	1,094	1,362	1,192	470	470
佐　賀　県	814	684	814	187	186	676	546	65	65
長　崎　県	868	754	868	661	660	567	455	106	102
熊　本　県	1,742	1,637	1,742	1,298	1,296	675	572	467	467
大　分　県	923	825	923	889	889	525	427	142	142
宮　崎　県	1,016	910	1,016	347	347	561	455	195	194
鹿児島県	1,397	1,228	1,397	917	917	848	680	158	158
沖　縄　県	1,212	1,111	1,212	722	722	505	419	231	229
合計	76,404	72,160	76,404	41,738	41,639	39,052	35,025	16,997	16,977

※１　都道府県別の対策必要箇所数、対策済箇所は、別表のとおりである。
※２　１か所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。
※３　対策必要箇所（全体数）、対策済には、教育委員会・学校、道路管理者、警察以外の実施機関が対策を実施する箇所1,537か所（うち対策済1,422か所、暫定的な安全対策を含む対策済1,537か所）を含む。
※４　主な対策の例として、教育委員会・学校が実施する対策として安全教育の徹底やボランティア等による見守り活動、通学路の変更等、道路管理者が実施する対策として歩道の設置・拡充や防護柵等の整備、警察が実施する対策として信号機の設置や速度規制の実施等がある。
※５　「暫定的な安全対策」とは、当初想定された対策の完了までに一定の期間を要する箇所について、暫定的に講ずる対策のことをいう。